

海外サプライチェーン多元化等支援事業 FAQ（よくあるご質問）

2020年10月1日時点

No.	質問	回答
【1. 事業全般について】		
1	何社程度の採択を予定しているか。	採択件数の目安は設けていません。
2	一般枠・特別枠それぞれで採択件数の目安はあるか。	それぞれの採択件数の目安は設けていません。
3	第四回以降の公募はいつになるか。また、今後想定される公募回数は？	現時点で今後の公募の見通しはありません。
4	公募説明会は開催しないのか。	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、公募説明会の開催はありません。
5	第一回公募で不採択となった場合、今回、公募以降で再度申請することは可能か。	可能です。第一回公募と申請書類が異なる点ご注意ください。
6	第一回公募で採択となった場合、今回、公募以降で再度申請することは可能か。	第一回公募採択事業と別の事業であれば可能です。
7	特別枠で申請すれば、通常枠より採択となる可能性は高くなるか。	特別枠の申請でも採択の可能性が上がるわけではございません（申請可能金額の下限が下がる、事業実施期間が短くなる点が一般枠との相違点）。特別枠に該当する品目は基本的には以下のウェブサイト等で政府より増産が要請されている製品を想定しています。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shinkou/index.html
【2. 補助対象者について】		
1	申請はどんな法人でも可能か。	次の要件を満たす民間事業者及び団体による申請が可能となっております（公募要領「2.補助対象者」に記載）。 (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。 (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。 (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。 (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）。
2	外資系日本法人による申請は可能か。	公募要領に記載の「2.補助対象者」に記載する要件を満たすものであれば、可能です。
3	メーカーでないと支援対象とはならないのか。	業種がメーカーでなければならないということはありません。ただし、補助対象者の海外子会社・孫会社自身による設備投資である必要があります。
4	中小企業等グループは、（公募要領にあるとおり）複数社での申請であればよいのか。事前にグループ認定を受ける必要があるか。	事前のグループ認定等は不要です。ただし、代表窓口と支払先を指定いただく必要があります。
5	補助申請者、補助交付契約者、事業実施法人の違いを教えてください。	公募要領の「1.事業の目的」に記載の通り、それぞれ次の者を指します。 「補助申請者」：事業への申請を行った者（日本法人） 「事業交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者（日本法人） 「事業実施法人」：補助対象者の海外子会社または孫会社で、海外において補助対象事業を実施する現地法人
6	他の補助金に採択された企業が応募できるか・採択され得るか	企業の他の事業が、他の補助金に採択されていることは問題ありませんが、申請事業のうち国の助成する他の制度による補助金・委託費等を受けている費用については補助対象外となります。
7	「応募申請時点で海外での事業実施法人（海外子会社または海外孫会社）が設立されており、実施場所（工場や店舗等）を有していること。あるいはその計画が具体的に進んでいること。」とあるが、計画が具体的に進んでいるとはどの程度であれば申請の対象になるか。	まず、申請時点で実施法人等が設立に至っていない場合でも、採択決定後に交付契約手続きを完了した後、すぐに事業実施に着手できることが前提となりますので、その点をご留意の上で、設立に向けた準備が具体的に進んでいることがわかる書類（例えば、現地当局から発行された投資許可書、設立登記申請書など）及び補足説明（具体的なスケジュール、実現可能性などの点を含む。）を申請時にご提出ください。
【3. 補助対象事業について】		

1	日ASEANのサプライチェーン強靱化に資するかどうかは、どのように判断するのか。	補助申請者からご提出いただいた申請書類・別添資料をもとに、有識者により構成される外部審査委員会により、総合的に判断させていただきます。
2	ASEAN等における事業実施法人による事業計画とあるが、ASEAN域外の国・地域に立地する事業は、対象となり得るのか。	ASEAN以外の国における事業であっても、ASEAN 域内への原材料・部品の輸出等を通じて、日ASEAN のサプライチェーンの強靱化に資する案件は支援対象となります。
3	生産拠点の集中度の高さはどのように判断するのか。	補助申請者からご提出いただいた申請書類における“業界統計含む各種統計”の資料や、“自社における生産拠点の集中度”等の資料を参考に、審査させていただきます。
4	“生産拠点の集中度”について、何割以上が応募対象となるのか。	一律の基準は設けていません。
5	対象品目に限定はあるか。	対象品目に限定はありません。 ただし、設備導入補助型（特別枠）に関しては、公募要領の「3.補助対象事業の種類及び補助率等」の対象事業の項目に記載のア及びイを満たすこと物資として、政府から増産要請がされていた製品を想定しています (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shinkou/index.html)。 申請枠の判断に困る場合には、申請前に経済産業省貿易経済協力局貿易振興課（03-3501-6759）に御照会下さい。
6	実際の発注時に予定より工事費が増加した場合は、その分補助金も増加するのか。	補助事業に要する経費が増加することは問題ありませんが、補助金は交付契約額を超えることはできません。
7	すでに拠点のある国で新たに同国内で別の都市に拠点を設立する場合も対象になるか。	対象になります。
8	複数拠点に設備導入をする事業は可能か。	複数拠点での設備導入について1つの案件として申請いただくことは可能です。複数国に導入する等、“サプライチェーン強靱化”への貢献度がより高い事業計画である場合は、その旨を申請の際にご説明ください。
9	製造商品の製品数に制限はあるのか。	生産される製品数に制限はございません。
10	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、限定はあるか。	対象製品の限定はございません。
11	現状、海外生産割合あるいは生産の一国集中度が高くないが、今後高くなることが想定されている場合は要件に該当するか。	対象になります。 その想定（いつ頃を目処に今後●●国に生産が集中していくなど）を申請書類でご記載をお願い致します。
12	「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の部素材の生産であっても補助要件に合致するか。	対象になります。部素材の生産が「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」を生産するために重要であること、ご記載をお願い致します。
13	「当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日（「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の閣議決定日）より前に対外発表した事業でないこと」とは、どのような対外公表を意味するのか。	「補助事業の内容に該当する事業」の実施やその準備に関する一連のプロセス等に関して、自社が対外的に公表した場合が該当します。
14	日本の生産拠点や生産能力を海外へ移管する事業内容は対象となるか。	本事業の実施によって、我が国の生産拠点規模や生産量の縮小に繋がるものは対象外となります。
【4. 申請書類について】		
1	提出すべき書類は何か。	公募要領の「5. 公募期間・応募手続き」中の【提出書類】部分に記載の書類を、ホームページ上のwebフォームから提出してください。
2	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	申請日ではなく、実際の事業開始予定日を記入ください。なお、事業では交付契約以後に発生（発注）した費用のみが補助対象経費となります。第三回公募に関しては、交付契約は11月末予定の採択通知の後になります。
3	中小企業等グループとして申請する場合、各提出資料は幹事法人のもののみを提出すればよいのか。	申請を行う幹事法人のほか、協働する企業についても申請書類の事業提案概要中の「協業する企業の概要」の欄に記載いただくこととなります。また、公募要領「5. 公募期間・応募手続き」に記載の「提出書類一覧表」の「5.補助申請者概要等（パンフレット等を添付）」に関しては、協働する企業全てについて提出ください。
4	【設備導入補助型（特別枠）】について増産要請文等の第三者の証明書は、どのようなものになりますか	以下のようなものを想定しています。 ①医療物資・機器の緊急増産に係る製造支援・協力について（経済産業省） http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0410a_betten.pdf ②医薬品・医療機器産業の振興について（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shinkou/index.html

5	国際的な生産拠点の集中度とは何を持って証明をすればよいか。またデータを揃えることが難しい場合はどうしたらよいか。	本補助事業により生産する製品・部素材について、国際的に生産がどの国に集中しているかを統計または、シンクタンク等のレポートによりご説明ください。そのようなデータの取得が難しい場合は、その製品・部素材が属する製品分類でのデータや、貿易統計等における当該製品の日本への輸入における各国比率など近似値をもってご提出ください。
【5. 補助対象経費の範囲について】		
1	土地・建物の費用は補助対象となるか。	土地・建物の費用は補助対象費には含まれません。補助対象経費については、公募要領「6. 補助対象経費」を参照ください。
2	導入する設備が大型となるため、建屋の入り口では入らず、工事が必要となるが、補助対象となるか。	設備導入に必要な工事は補助対象となります。
3	工場の空調なども補助対象となるか。	設備導入に必要な工事は補助対象となります。工場の空調なども、その必要性が認められる場合には補助対象となります。
4	設備のリース契約も補助対象となるか。	本補助事業においては、対象にはなりません。
5	事業実施法人が、補助交付契約者から調達する場合、もしくは同関係会社から調達（工事を含む）する場合も、補助対象経費に含められるか	補助対象事業経費は、設備の購入費から補助交付契約者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。逆に、補助交付契約者が割引をして事業実施法人へ売却する場合は、事業実施法人の購入費が補助対象経費となります。
6	補助交付契約者が調達した設備を事業実施法人に輸出した場合、補助対象となるのか。	補助交付契約者が調達した設備を事業実施法人に輸出した場合、補助対象事業経費は、設備の購入費から補助対象者の利益相当額を差し引いた費用が対象となります。
7	設備導入にかかるソフトウェア購入費の他、ソフトウェアの設定作業や仕様変更なども補助対象となるか。	本事業のためのソフトウェア購入費、ソフトウェアの設定や仕様変更費用についても補助対象となります。
8	既存の建物・設備の撤去費用は補助対象か。	補助対象外です。
9	中古設備の購入は補助対象か。	公募要領に記載のとおり、価格設定の妥当性が明確でない中古設備の購入は認められません。例えば、型式や年式が記載された相見積もりを3者以上から取得している場合は可能です。
10	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、備付けに要する費用等が含まれます。詳しくは、公募要領の「6. 補助対象経費」をご覧ください。
11	設備の設計や調整などにかかる費用は補助対象と認められるか。	設計費用や調整費用については、補助対象となります。ただし、補助交付契約者、事業実施法人の人件費は対象外です。
12	事業実施法人が設備を購入する際にかかる付加価値税（VAT）、現地での設備輸入に係る関税等の諸税は補助対象となるのか。	輸出入時に課される関税及び設備導入国で課されるVATは、対象国における各種税制の利用等を含めた減免の可能性を検討した上で、それが困難な場合は助成対象費用への計上を認めます（減税された結果残った関税等も助成対象費用の対象とします）。補助金受給後にVATの還付が受けられることがわかった場合は、還付された金額を返納する必要があります。設備導入国において設備を取得・保有等することに対して課される税（固定資産税等に相当する税）は計上の対象外です。
13	契約時に申請していた経費と事業開始後の実費に差異が生じた場合はどうすればよいか。	経費区分（添付の経費概算書A列の人件費、事業費、委託費）内の流用は可能です。経費区分を越えた流用は計画変更承認申請書が必要です。なお、各区分への配分額のうち、少ない方の額の20%以内を流用する場合は申請書の届け出は不要です。

【6. 事業の実施について】		
1	補助金の前払い・概算払いは可能か。	事業終了後の精算払いのみとなります
2	採択されたらいつから補助金を得られることができるのか。	補助対象事業が終了し、事務局による確定検査が行われた後、所定の手続きに従って支払いが行われます。
3	補助対象設備を変更しても良いか。また、その際は変更届が必要か。	補助対象設備を変更するためには、事前に事務局の承認を得る必要があります。変更内容によっては補助対象外となることがあります。
4	生産設備等の発注にあたっては、2者以上の見積もりが必須なのか。	原則として2者以上の見積もりが必要です。発注の性質上どうしても2者以上の見積もりを取ることが困難な場合は随意契約も可能ですが、その際には発注先を随意契約の対象とする理由書が必要です。
5	計画変更承認が必要なのはどのような場合か。	交付申請額の経費区分ごとの配分を変える場合などです。詳細は「交付規程」の記載を参照ください。
6	補助事業完了時とはいつの時点か。	設備導入に係る発注・納入・検収・支払い等すべての事業手続きが完了した日、又は事業完了期限日のいずれか早い方です。
7	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	採択通知後に所定の手続きをいただき、交付契約が完了した後に発生した経費のみが補助対象となります。
8	補助対象となる事業について、交付決定前に開始していいのか。	交付契約が完了した後に発生した経費のみが対象になります。ただし、補助対象としない設備等の発注は、決定前に行っても構いません。
9	採択された後、事業を開始するのは数年後でも良いか。	事業スケジュールも含め審査の対象になりますが、予め予定していたスケジュールであれば構いません。ただし「補助金採択決定通知書」発出後3ヶ月以内に補助申請者より「交付契約宣誓書」の提出が無い場合は事業参加の意思が無いものと判断し、場合によっては採択決定を取り消しになる可能性もあるため、採択後は速やかに書類の準備に取り掛かっていただく必要があります。
10	補助対象経費とする機械器具装置等の購入契約・工事はいつから可能か。	交付契約日以降に発注を行った経費が対象となりますので、契約や工事開始も交付契約をもとに行う形としてください。